

# 愛媛県都市計画審議会条例

(昭和44年7月11日 条例第17号)

## (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条第3項の規定に基づき、愛媛県都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる者につき、当該各号に定めるところにより知事が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- |                    |      |
|--------------------|------|
| (1) 学識経験のある者       | 7人以内 |
| (2) 関係行政機関の職員      | 7人以内 |
| (3) 市町の長を代表する者     | 2人以内 |
| (4) 県議会の議員         | 6人以内 |
| (5) 市町の議会の議長を代表する者 | 2人以内 |

2 前項目1号につき委嘱又は任命される委員の任期は、4年とする。

ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、非常勤とする。

## (臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき委嘱又は任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

( 常務委員会 )

第 6 条 審議会は、常務委員会を置くことができる。

- 2 常務委員会は、審議会の委任を受けてその権限に属する事項で軽易なものを処理する。
- 3 常務委員会は、会長の指名した委員 9 人以内をもって組織する。
- 4 前条の規定は、常務委員会について準用する。

( 幹 事 )

第 7 条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について会長及び委員を補佐する。

( 庶 務 )

第 8 条 審議会及び常務委員会の庶務は、土木部において処理する。

( 雑 則 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 ( 平成 12 年 3 月 24 日条例第 12 号抄 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

( 愛媛県都市計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置 )

- 7 この条例の施行の際現に従前の愛媛県都市計画地方審議会の委員である者は、別に辞令を用いる者を除き、施行日に、第 42 条の規定による改正後の愛媛県都市計画審議会条例第 2 条第 1 項の規定により、愛媛県都市計画審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものと見なす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第 2 項の規定にかかわらず、施行日における従前の愛媛県都市計画地方審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 ( 平成 16 年 12 月 24 日条例第 47 号抄 )

( 施行期日 )

- 1 この条例は、平成 17 年 1 月 16 日から施行する。( 後略 )